

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2021年2月10日
【四半期会計期間】	第58期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日）
【会社名】	株式会社マルタイ
【英訳名】	MARUTAI CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 見藤 史朗
【本店の所在の場所】	福岡市西区今宿青木1042番地1
【電話番号】	092-807-0711
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 松岡 悦雄
【最寄りの連絡場所】	福岡市西区今宿青木1042番地1
【電話番号】	092-807-0711
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 松岡 悦雄
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第3四半期累計期間	第58期 第3四半期累計期間	第57期
会計期間	自2019年4月1日 至2019年12月31日	自2020年4月1日 至2020年12月31日	自2019年4月1日 至2020年3月31日
売上高 (千円)	6,328,619	7,014,119	8,565,427
経常利益 (千円)	454,210	879,358	602,096
四半期(当期)純利益 (千円)	307,952	557,215	410,018
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	1,989,630	1,989,630	1,989,630
発行済株式総数 (千株)	1,922	1,922	1,922
純資産額 (千円)	8,008,178	8,624,213	8,030,356
総資産額 (千円)	9,951,359	10,820,662	10,132,648
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	161.16	291.61	214.57
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	50.00
自己資本比率 (%)	80.5	79.7	79.3

回次	第57期 第3四半期会計期間	第58期 第3四半期会計期間
会計期間	自2019年10月1日 至2019年12月31日	自2020年10月1日 至2020年12月31日
1株当たり四半期純利益 (円)	96.87	120.87

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高に消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益は、持分法適用会社がないため記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響によるマイナス成長から、緊急事態宣言解除を経て、個人消費や輸出が増えるなど持ち直しの動きが見られました。しかし、再び国内の感染者数が増加に転じ、いまだ感染収束の見通しは立たず、先行きが極めて不透明な状況が続いております。

食品業界におきましては、コロナ禍のもと、食料品を中心とした生活必需品の需要増は続いているものの、景気後退による節約志向、低価格志向は強まっており、経営環境はより厳しくなることが想定されます。

このような状況の中で、当社では新型コロナウイルス感染症の影響による巣ごもり需要の増加等により、売上高は7,014百万円（前年同四半期比10.8%増）、営業利益は857百万円（前年同四半期比99.2%増）、経常利益は879百万円（前年同四半期比93.6%増）、四半期純利益は557百万円（前年同四半期比80.9%増）となりました。

(2) 財政状態の状況

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ688百万円増加しました。これは主に土地が361百万円、建設仮勘定が175百万円、受取手形及び売掛金が171百万円増加したこと等によるものであります。

また、負債は、前事業年度末に比べ94百万円増加しました。これは主に賞与引当金が36百万円減少したものの、繰延税金負債が80百万円、支払手形及び買掛金が78百万円増加したこと等によるものであります。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

なお、研究開発費として特に計上すべき金額はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

相手先名	契約締結日	契約内容	請負代金の額	完成予定日
大成建設株式会社	2020年12月21日	佐賀新工場（仮称）建設の工事請負契約	3,754百万円	2022年3月31日

（注）請負代金の額には、消費税等は含まれておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,750,000
計	2,750,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年2月10日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,922,000	1,922,000	福岡証券取引所	単元株式数 100株
計	1,922,000	1,922,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	-	1,922,000	-	1,989,630	-	1,989,711

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 11,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,908,500	19,085	-
単元未満株式	普通株式 2,400	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,922,000	-	-
総株主の議決権	-	19,085	-

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社マルタイ	福岡市西区今宿青木1042番地1	11,100	-	11,100	0.58
計	-	11,100	-	11,100	0.58

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	872,022	922,644
受取手形及び売掛金	2,212,611	2,384,476
有価証券	2,400,000	2,300,000
商品及び製品	206,060	177,412
仕掛品	41,736	40,910
原材料及び貯蔵品	60,322	87,495
その他	110,898	176,713
流動資産合計	5,903,650	6,089,653
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,570,684	1,504,592
機械及び装置(純額)	424,640	322,780
土地	1,255,079	1,616,618
建設仮勘定	26,638	202,242
その他(純額)	118,499	115,879
有形固定資産合計	3,395,542	3,762,114
無形固定資産	48,551	46,380
投資その他の資産		
投資有価証券	677,667	802,879
その他	107,235	119,634
投資その他の資産合計	784,902	922,513
固定資産合計	4,228,997	4,731,008
資産合計	10,132,648	10,820,662

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	940,966	1,019,914
未払金	568,252	567,134
未払法人税等	168,840	142,640
賞与引当金	57,698	21,235
その他	85,664	108,956
流動負債合計	1,821,422	1,859,882
固定負債		
繰延税金負債	55,217	135,703
退職給付引当金	144,152	129,167
役員退職慰労引当金	41,641	37,234
資産除去債務	7,777	7,777
その他	32,079	26,683
固定負債合計	280,868	336,567
負債合計	2,102,291	2,196,449
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,989,630	1,989,630
資本剰余金	1,989,711	1,989,711
利益剰余金	3,910,943	4,372,617
自己株式	32,369	32,441
株主資本合計	7,857,916	8,319,516
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	172,440	304,696
評価・換算差額等合計	172,440	304,696
純資産合計	8,030,356	8,624,213
負債純資産合計	10,132,648	10,820,662

(2)【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	6,328,619	7,014,119
売上原価	3,488,678	3,650,655
売上総利益	2,839,941	3,363,464
販売費及び一般管理費	2,409,385	2,505,912
営業利益	430,556	857,552
営業外収益		
受取利息	511	521
受取配当金	12,421	12,971
その他	10,987	9,348
営業外収益合計	23,920	22,841
営業外費用		
支払利息	34	-
保険解約損	-	907
障害者雇用納付金	80	-
その他	151	126
営業外費用合計	265	1,034
経常利益	454,210	879,358
特別損失		
固定資産除却損	189	268
投資有価証券評価損	-	64,579
特別損失合計	189	64,847
税引前四半期純利益	454,020	814,511
法人税、住民税及び事業税	140,115	231,352
法人税等調整額	5,952	25,942
法人税等合計	146,068	257,295
四半期純利益	307,952	557,215

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	216,960千円	216,175千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	95,544	50	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	95,542	50	2020年3月31日	2020年6月22日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は食品製造事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益	161円16銭	291円61銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	307,952	557,215
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	307,952	557,215
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,910	1,910

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年2月10日

株式会社マルタイ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 英治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷間 薫 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社マルタイの2020年4月1日から2021年3月31日までの第58期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マルタイの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。